

改正後

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条第一項の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十二条第一項の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨は、その旨

十〇十三 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の七 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)
第十六条の八 (略)

改正前

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第十二条の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨は、その旨

十〇十三 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の七 (略)

第十六条の八 (略)

(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第十六条の九 (略)

(法第四十一条の二第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第十六条の十 (略)

(削る)

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為)
第十六条の十一 (略)

第十六条の九 (略)

第十六条の十 (略)

第十六条の十一 (略)

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為)
第十六条の十二 (略)